

第5次袋井市地域福祉推進計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

第5次袋井市地域福祉推進計画策定業務

2 委託業務の内容

別添「第5次袋井市地域福祉推進計画策定業務仕様書」のとおり

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 委託金額の上限額

3,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 選定方法

事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事業遂行能力等についても選定の判断材料とするため、本業務に関する提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により選定する。

6 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしていることを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出時点において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年告示第206号）に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (3) 参加表明書提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加表明書提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

7 公募スケジュール

	内 容	日 程
1	公募開始（市ホームページへの掲載・公告）	令和7年5月20日（火）
2	質問提出期限	令和7年5月26日（月）
3	質問に対する回答	令和7年5月30日（金）
4	参加表明書提出期限	令和7年6月4日（水）
5	参加資格有無の確認連絡	令和7年6月6日（金）
6	企画提案書等の提出期限	令和7年6月18日（水）
7	審査	令和7年6月30日（月）
8	選定結果（優先交渉権者）通知	令和7年7月2日（水）〔予定〕
9	契約締結	令和7年7月4日（金）〔予定〕

8 質問事項の受付

企画提案等に関する質問は、次により行うものとします。

- （1）提出書類 質問票（様式2）※押印不要
- （2）提出期限 令和7年5月26日（月）午後5時まで（必着）
- （3）提出方法 電子メール ※送信後は、必ず電話で到達確認をしてください。

※メールのタイトルには【袋井市「地域福祉推進計画」に関する質問】と表記してください。

- （4）提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」の電子メールアドレスまで
- （5）回答方法 参加表明をした全ての事業者に対し、令和7年5月30日（金）に電子メールで回答します。なお、審査内容に関する質問にはお答えできません。

9 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出してください。

- （1）提出書類

- ア 参加表明書（様式1） ※要代表者印押印
- イ 会社概要（様式任意）※既存のパンフレットや案内書でも可
- ウ 定款
- エ 登記事項証明書（現在事項証明書）
- オ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書

※法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行その3の3納税証明書）、法人市民税・固定資産税の納税証明書（市区税事務所発行）

※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提

出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出。

- (2) 提出期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」まで
- (6) そ の 他 上記書類により、参加資格要件への適合性を確認し、順次プロポーザルへの参加要請を書面で連絡します。また、参加資格の有無については、令和7年6月6日（金）までにその旨を書面にて通知します。
期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなします。
本募集の応募に際し提出された資料は、返却いたしません。

10 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式3）※要代表者印押印
 - イ 企画書 様式任意。（企画提案書枚数は20ページ程度。A4版又はA3版で作成すること。）
 - ウ 見積書（積算内訳を含む。消費税及び地方消費税を含む。）※要代表者印押印
 - エ 実施体制（様式任意）※本業務の責任者、担当者等の実施体制がわかる書類
 - オ 業務工程表（様式任意）※本業務の業務実施スケジュールがわかる書類
 - カ 類似事業実績（様式任意）※既存のパンフレット等でも可
- (2) 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」まで
- (6) 留意事項 審査は匿名で行うため、提出書類の副本については、応募者が特定できるような内容（名称、記号、商標、押印、ロゴマーク等）の記入は行わないでください。正本を複写して副本として利用する場合は、副本については、応募者が特定できるような内容は黒塗りするなどして隠してください。（既存のパンフレット等の場合も同様です。）
なお、提出された副本について、応募者が特定できるような内容がある場合は、事務局にて該当部分を黒塗りにする場合があります。

11 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 選定会の設置
企画提案書に係る提案内容の審査、事業者の選定は、袋井市が定める選定会（委員6

人)が行う。

(2) 企画提案のプレゼンテーション

事業者の選定にあたり、プレゼンテーションを下記のとおり開催し、事業者からヒアリングを行う。

ア 開催日/場所 令和7年6月30日(月)/袋井市役所

イ 時間 45分/社

企画提案書等の趣旨説明(30分)、質疑応答(15分)

ウ 出席者の条件 出席者は説明者を含め3名以内とします。

エ 実施方法

プレゼンテーションは紙面のほか、パソコン等による投影も可とし、その場合はパソコンとデータ等を持参すること。(モニターや電源は会場内に用意します。)

(3) 選定方法

各事業者の企画提案に基づき、選定会が公平に審査した上で、最優秀企画提案者(業務委託契約締結予定事業者)を選定する。

審査基準及び評価基準

	審査項目	審査基準	評価点数
1	企画提案書	◇法改正等を踏まえた基本的考え方の整理	10点
		◇社会動向及び国県等の動向を踏まえた視点	10点
		◇本市の福祉政策の現状・課題及び現行計画における取組・課題の整理 提供資料：令和6年度地域福祉及び人権啓発に関する市民意識調査	20点
		◇次期計画策定に向けた現実的かつ将来性のある視点の提案	20点
2	プレゼン能力	担当者の説明能力・技術、熱意等	5点
3	実施体制	業務の実施体制、取組姿勢	10点
4	スケジュール	全体工程、個別作業工程	10点
5	業務経歴	過去の実績内容等	5点
6	見積書	見積もり額及び積算内訳の妥当性	10点
合計			100点

(4) 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。

イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。

- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- カ その他不適切な事項があると判断されるとき。

(5) 結果通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知します。

なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとします。

12 契約の締結

選定委員会での最優秀提案者等の選定結果を踏まえ、優先交渉権者と次点交渉権者を決定します。次点交渉権者の地位は、優先交渉権者が契約を締結するまでの間有効とし、契約締結に至らなかった場合、次点交渉権者が優先交渉権者となります。契約は、優先交渉権者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとします。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議により最終的に決定するものとし、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとします。

13 その他の注意事項

- (1) 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載内容に同意したものとします。
- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しません。
ただし、目的の範囲内において複製することがあります。
- (5) 本プロポーザルで提出された書類等は、袋井市情報公開条例に基づき公表することがあります。
- (6) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとします。
- (7) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

14 問合せ・提出先

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとします。

- (1) 担 当 袋井市しあわせ推進課社会福祉係（担当：伊藤）

- (2) 住 所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
- (3) 連絡先 電話：0538-44-3121（直通） F A X：0538-43-6285
- (4) E-mail shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp